

公安委員会 説明資料No. 1	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案について	平成27年3月19日 総務課
---------------------------	--	-------------------

1 法案の趣旨

平成27年1月27日に閣議決定された「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」について、法制上の措置を講ずるもの。

○ 閣議決定の内容（当庁関係部分）の要約

2(3)内閣府機能の見直し

- ・ 犯罪被害者等施策については、国家公安委員会に移管
- ・ 交通安全対策の一部については、国家公安委員会及び国土交通省に移管

3(1)国家公安委員会については、総合調整等を行えるよう、警察法の改正を行う。

2 概要（警察関係部分）

(1) 警察法の一部改正（別添1）

- ア 国家公安委員会の任務として、関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを追加（新第5条第2項及び第3項）
- イ 国家公安委員会の所掌事務として、特定の内閣の重要政策に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を追加（新第5条第6項）
- ウ 国家公安委員会の所掌事務として、「犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること」を追加（新第5条第4項）
- エ その他所要の規定の整備

(2) 交通安全対策基本法の一部改正（別添2）

中央交通安全対策会議の庶務等の処理について、警察庁及び国土交通省が内閣府本府に協力すること等を規定

(3) 犯罪被害者等基本法の一部改正（別添3）

犯罪被害者等施策推進会議の会長を内閣総理大臣に変更するとともに、同会議の委員として国家公安委員会委員長を明記

3 今後のスケジュール

平成27年3月24日（予定）閣議決定

平成28年4月1日施行

1 政令事項

(1) 警察法施行令の一部改正 (P1)

人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、47都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を1,020人増員する。
(別表第2)

(2) 警察庁組織令の一部改正 (P4)

ア 長官官房参事官を5人とし、設置期限を撤廃する。(第5条及び附則)
イ 国際捜査管理官の所掌事務に、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成26年法律第57号)第2条第1号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関する事務を追加する。(第30条)

2 内閣府令事項

(1) 警察法施行規則の一部改正(4月1日施行)(P5)

ア 給与厚生課に厚生管理室を設置する。(第12条)
イ 警備企画課に危機管理室を設置する。(第41条)
ウ 皇宮警察本部企画監察課の名称及び所掌事務を変更する。(第110条)

(2) 警察法施行規則の一部改正(公布日施行)(P31)

ア 保安課に風俗環境対策室を設置する。(第19条)
イ 警備課に、平成33年3月31日を設置期限として、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室を設置する。(第45条及び附則)

3 国家公安委員会規則事項

(1) 警察庁の定員に関する規則の一部改正(P54)

平成27年度における新規増員、定員合理化等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。これにより、警察庁は7,741人(+13人)、うち内部部局は2,321人(+47人)となる。

(2) 警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正(P56)

解析研究室を設置する。

4 施行日

公布の日

ただし、1(2)ア及び2(1)については平成27年4月1日、1(2)イについては重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の施行の日。

公安委員会 説明資料No. 3	「国家公安委員会及び警察庁における 政策評価に関する基本計画（案）」等について	平成27年3月19日 総務課
---------------------------	--	-------------------

- 1 **国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）** 【資料1】
平成27年度から平成29年度までの3年間に実施する政策評価に関する基本計画を策定。
- 2 **平成27年度政策評価の実施に関する計画（案）** 【資料2】
平成27年度において、平成26年度を評価期間とする実績評価書を作成すること等を内容とする計画を策定。
- 3 **平成27年度実績評価計画書（案）** 【資料3】
平成27年度において実施する実績評価方式による評価について、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した計画書を作成。
- 4 **総合評価書（災害に係る危機管理体制の再構築）（案）** 【資料4】
〔評価結果〕
平成23年11月に発出した「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について（依命通達）」に盛り込まれた全ての施策が実施されており、そのほとんどについて、制度や運用が定着していると評価。
- 5 **事業評価書（子供女性安全対策班の設置）（案）** 【資料5】
〔評価結果〕
子供女性安全対策班の設置及び活動は、行為者の犯罪行為の抑制に一定の効果があつたものと評価。
- 6 **事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制）（案）** 【資料6】
 - 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入
〔評価結果〕
本規制により、75歳以上の高齢運転者の交通事故防止が図られていると評価。
- 7 **その他**
 - 本年2月20日に第29回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。
 - 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

公安委員会	警察庁旅費取扱規則の一部を	平成27年3月19日
説明資料No. 4	改正する内閣府令(案)について	会計課

1 趣 旨

各府省における旅費等業務・システムの最適化を目的として開発された「旅費等内部管理業務共通システム」の平成27年度からの導入に伴い、旅費請求書等が電磁的記録で作成された場合の請求手続等の規定を整備するとともに、旅費に係る業務の効率化及び経費節減の政府方針を受け、日当に係る減額調整に必要な規定を整備するもの。

2 改正内容

(1) 電磁的方法により旅費を請求する場合の方法等

ア 電磁的記録により作成された旅費請求書等により旅費を請求する場合には、電気通信回線で接続された電子情報処理組織を使用することとした。【第6条の2関係】

イ 上記アの場合は、旅費請求書等における認印又は押印（以下「認印等」という。）は、当該認印等すべき者の氏名に係る情報を入力することで当該認印等に代えるほか、この措置を行う場合には、認識番号及び暗証番号を入力しなければならないこととした。【第6条の3関係】

(2) 日当の減額調整

日当とは、目的地内における交通費及び昼食代から構成されるとされているところ、在勤地以外の遠距離旅行（鉄道100km以上等）の場合を除き、交通費に相当する日当を支給する場合には、実費額に減額した額の日当を支給することとした。【第10条、第10条の2、第10条の3関係】

(3) その他

上記に伴い、所要の規定の整備を行った。【第1条、第2条、第6条、第9条、第15条、第16条、第18条、第21条関係】

3 施行日

平成27年4月1日

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

一般の国民が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給付基礎額の最低額の改定（第5条第2項関係）

本制度の給付（介護給付等を除く。）の金額は、警視と巡査の標準的な給与の日額を最高額及び最低額とする範囲内での、協力援助者の収入の平均日額を基に「給付基礎額」を定め、一定の倍数を乗じて決定される。

このたび、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、警察官に適用される公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、次のとおり、上記最低額の引下げを行うもの。

なお、最高額については、百円未満を四捨五入すると変更がないため、引下げは行わない。

【現行】 8,800円 → 【改正後】 8,700円

(2) 介護給付の金額の改定（第7条の2第2項関係）

本制度の介護給付において、介護費用の実費補填の上限額と、親族等が介護する場合の給付額は、国家公務員災害補償法に基づき人事院が定める介護補償の月額と同額としている。

このたび、人事院が介護補償の月額を引き上げることから、次の引上げを行うもの。

	【現行】	【改正後】
ア 常時介護を要する場合		
・ 実費補填の上限額	104,290円 →	104,570円
・ 親族等が介護する場合の給付額	56,600円 →	56,790円
イ 随時介護を要する場合		
・ 実費補填の上限額	52,150円 →	52,290円
・ 親族等が介護する場合の給付額	28,300円 →	28,400円

3 施行期日（附則関係）

平成27年4月1日

（同日より前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金については、4月1日以後の期間の給付について適用。）

4 今後の予定

議 3月24日（火）

1 趣旨

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）は、主務省令で定めるところにより、民間事業者等が書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を行うことができる旨規定しているところ、下記の書面について電磁的記録による保存等を可能とするため、国家公安委員会の主務省令である「国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）を改正するもの。

2 規則案の概要

(1) 適格都道府県センターの差止請求関係業務に関する帳簿書類関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の9の規定により、適格都道府県センターは、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととされているところ、この作成及び保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一、別表第三）。

(2) 登録講習機関の用いた教材等関係

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項、第2項及び第3項等の規定により、国家公安委員会の登録を受けた者（登録講習機関）が警備員等の講習会を実施する際、当該講習会に用いた教材並びに試験に用いた問題用紙及び答案用紙を保存しなければならないこととされているところ、この保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一）。

(3) 古物商の取引相手に係る資料関係

古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項第6号の規定により、古物商が古物を買受しようとするときの相手方の真偽の確認方法の一つとして、相手方から身分証明書等の資料の写しの送付を受け、これを帳簿等とともに保存するなどしなければならない旨の措置が定められているところ、当該写しの保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一）。

3 意見募集の結果

規則案について、平成27年2月6日から3月7日までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

4 今後の予定

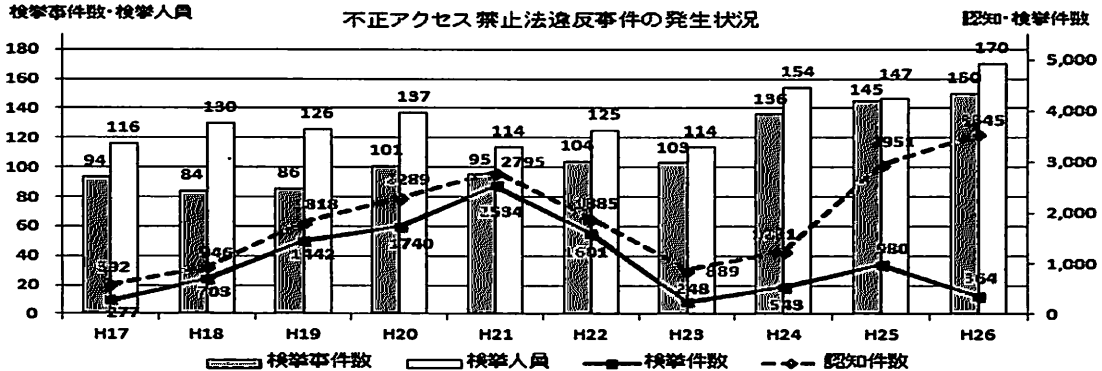
平成27年4月1日（水） 施行

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、毎年、不正アクセス行為の発生状況等を公表するもの

1 不正アクセス行為の認知・検挙状況等（公表要旨）

(1) 認知・検挙状況

- 認知件数3,545件（前年比+594件）、検挙件数364件（-616件）
- 検挙人員170人（+23人）、検挙事件数150件（+5件）



(2) 認知・検挙事案の特徴

ア 不正アクセス行為後の行為

認知に係る不正アクセス行為後の行為は、インターネットバンキングの不正送金が1,944件（54.8%）と最も多く、次いで他人へのなりすましが1,009件（28.5%）となっている。

イ 不正アクセス行為の手口

検挙した不正アクセス行為の手口は、利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが84件（24.9%）と最も多く、次いでフィッシングサイトにより入手したものが71件（21.0%）となっている。

(参考) 連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃の状況

「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」によるログイン行為が約80万件

(3) 防御上の留意事項

ア 利用権者の講ずべき措置

- ・ 使い回しをしない、推測が容易なものを避けるなど、ID・パスワードの適切な設定・管理
- ・ 金融機関等を装ったフィッシングメールに注意
- ・ ウイルス対策ソフトの利用、各種ソフトウェアのアップデート

イ アクセス管理者等の講ずべき措置

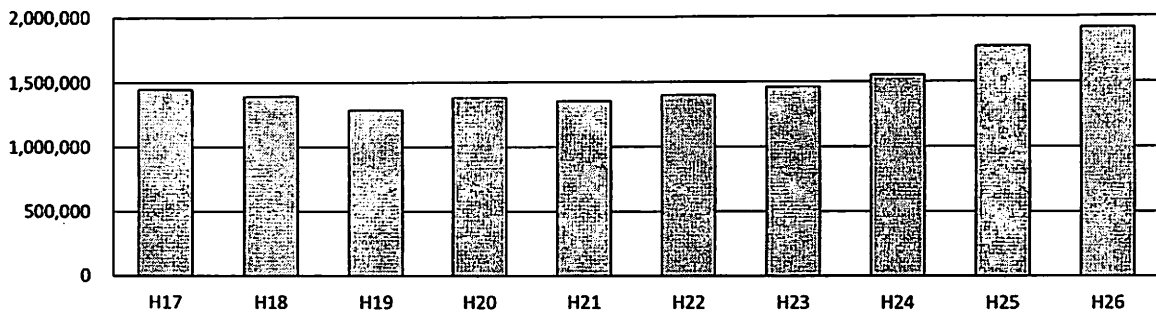
- ・ ワンタイムパスワード等による個人認証の強化
- ・ サーバの脆弱性の解消と監視体制の強化

2 今後の対応

- ・ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の組織的犯罪及び悪質中継サーバ等犯罪インフラの積極的な取締り
- ・ 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）と連携し、産学官の情報共有を推進
- ・ 警察庁ホームページ、パンフレット等を活用し、ID等の使い回しの危険性等の不正アクセス防止対策に関する広報啓発を推進

1 相談取扱件数の推移

- 平成26年中の相談の取扱件数は1,913,543件であり、過去最高。
- 前年より141,040件(8.0%)増加し、平成22年から5年連続の増加。
- 取扱件数が180万件を超えたのは、平成16年(1,800,670件)以来10年ぶり。



年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件数	1,448,710	1,394,227	1,290,089	1,382,811	1,355,745	1,398,989	1,461,049	1,553,189	1,772,503	1,913,543
指数	100	96	89	95	94	97	101	107	122	132

2 主な相談内容とその推移

相談内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比	総件数に占める割合
犯罪等による被害防止 (指数)	192,908	201,106	208,183	228,362	232,672	+4,310	12.2%
	100	104	108	118	121		
家庭・職場・近隣関係 (指数)	162,325	166,172	179,103	193,850	205,045	+11,195	10.7%
	100	102	110	119	126		
刑事事件 (指数)	115,029	121,106	133,053	168,869	203,665	+34,796	10.6%
	100	105	116	147	177		
サイバー関係 (指数)	74,663	81,302	77,082	83,061	115,561	+32,500	6.0%
	100	109	103	111	155		
契約・取引関係 (指数)	120,914	116,701	109,271	111,811	109,440	-2,371	5.7%
	100	97	90	92	91		

3 総合窓口による相談の適正な受理・対応

- 全国の警察本部及び警察署に設置された総合窓口における相談の一元的な管理・点検を通じて、相談事案への組織的対応を促進。
- 相談の日、110番の日等における広報活動を通じて、相談窓口について積極的に周知するとともに、警察相談専用電話「#9110」番等の適正な利用を呼びかけ。

1 殉職警察官

大阪府 警察署

巡査部長

2 発生日時・場所

- (1) 日時：平成27年
- (2) 場所：大阪府大阪市

3 事案概要

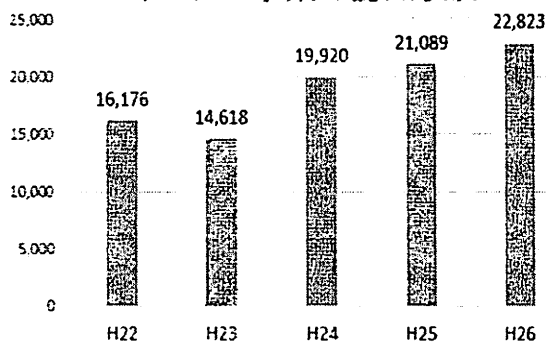
殉職警察官は、上記日時・場所において相勤者ととともに交通指導取締り中、違反車両を認めたことから停止を求めたところ、急加速して逃走した車両に衝突、轢過された。

同日午後10時58分、搬送先の病院において死亡確認したもの。

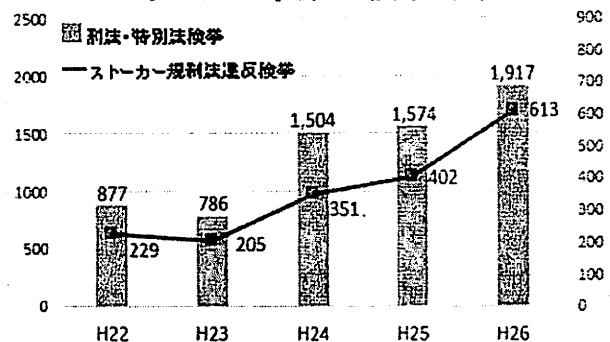
第1 ストーカー事案の対応状況

- ストーカー事案の認知件数は22,823件（前年比+8.2%）で法施行以後最多。
- ストーカー事案に係る行為者の刑法・特別法検挙件数は1,917件（前年比+21.8%）。ストーカー規制法違反検挙は613件で約5割増加（前年比+52.5%）。
- ストーカー規制法に基づく警告は3,171件（前年比+29.3%）、禁止命令等は149件（前年比+44.7%）で、いずれも法施行以後最多。

ストーカー事案の認知状況



ストーカー事案の検挙件数

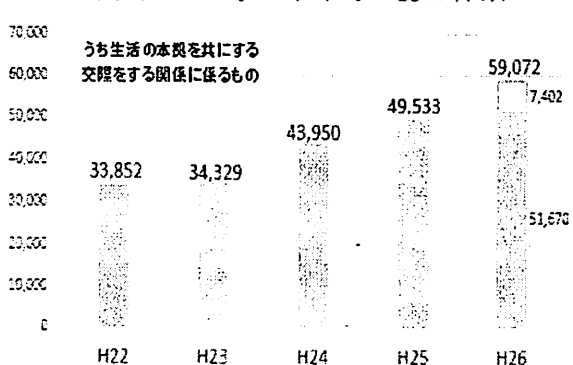


第2 配偶者からの暴力事案等の対応状況

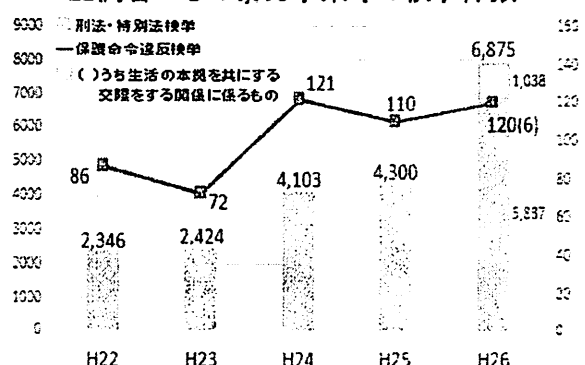
- 配偶者からの暴力事案等の認知件数は59,072件（前年比+19.3%）で法施行以後最多。
- 配偶者からの暴力事案等の刑法・特別法検挙件数は6,875件（前年比+59.9%）。暴行、傷害の検挙は、それぞれ3,202件（前年比+80.8%）、2,890件（前年比+44.6%）で、刑法・特別法検挙件数全体の約9割（88.6%）を占める。
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙件数は120件（前年比+9.1%）。

注）平成25年の配偶者暴力防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力事案に加え、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

配偶者からの暴力事案等の認知件数



配偶者からの暴力事案等の検挙件数



第3 今後の対応

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織による迅速・的確な対応の推進
- 被害者支援等のための関係機関、家庭、学校、職場等と連携した取組の推進

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 11</p>	<p>「ストーカー総合対策」 について</p>	<p>平成27年3月19日</p> <p>生活安全企画課</p>
<p>1 経緯</p> <p>平成26年10月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が決定した「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、「ストーカー対策の抜本的強化」が掲げられ、同年8月に警察庁の有識者検討会が提言した取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議で総合対策を年度内を目途に取りまとめるとされたことを踏まえ、関係省庁※で検討を行い、本年3月20日、ストーカー総合対策関係省庁会議において担当省庁を明記したストーカー総合対策を取りまとめるもの。</p> <p>※ 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>2 概要</p> <p>(1) ストーカー事案に対応する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察における体制整備（警察官等の増員、女性警察官による対応体制の整備、組織的対応の推進） ・ 地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等での切れ目のない適切な支援等の充実 ・ 地域での関係機関の協議会の活用による関係機関の連携協力の推進 <p>(2) 被害者等の一時避難等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所での一時保護の実施、都道府県警察での被害者等の安全確保の取組の促進 ・ 婦人保護施設での中長期支援、婦人相談所等での住宅・就業の情報提供、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取組 ・ 法テラスでの弁護士費用の負担軽減等の推進 <p>(3) 被害者情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等の保護、捜査、裁判の職務上関係者による被害者情報の保護 ・ 加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止等 <p>(4) 被害者等に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・支援窓口や事案への対処についての広報啓発の推進等 <p>(5) ストーカー予防のための教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意した、若年層対象の予防啓発や、インターネットの適切な利用等に関する教育啓発の推進、研修等による教育関係者等の理解の推進 <p>(6) 加害者に関する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察における迅速・的確な対応、対処能力の向上の推進 ・ 様々な段階での加害者への更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所と警察との連携、受刑者、少年院在院者に対する問題性を考慮したプログラムの実施・充実 ・ ストーカー加害者への精神医学的・心理学的手法に係る調査研究等 <p>3 今後の予定</p> <p>本年3月27日の閣議後公表予定。</p>		

公安委員会	警察庁インフラ長寿命化計画の	平成27年3月19日
説明資料No. 12	策定について	会 計 課 交 通 規 制 課 通 信 施 設 課

1 趣旨

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、警察庁が管理・所管するインフラについて、その維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする行動計画を策定するもの。

2 警察庁インフラ長寿命化計画の概要

(1) 計画期間

平成26年度から平成32年度までの間

(2) 対象施設

ア 警察施設

警察学校施設等（国費施設）、警察署等（補助対象施設）

イ 交通安全施設

信号機

ウ 警察通信施設

無線中継所

(3) 内容

対象施設ごとの現状と課題、必要施策に係る取組の方向性等を示すもの。

3 今後の予定

警察施設（補助対象施設）及び交通安全施設については、都道府県警察が管理者であることから、本計画を踏まえ、都道府県警察ごとにインフラ長寿命化計画等を策定する。また、警察通信施設については、各情報通信部が本計画に基づき、個別施設計画を策定する。

公安委員会	チュニジアにおける	平成27年3月19日
説明資料No. 13	テロ事件について	国際テロリズム対策課

1 事案概要

- 3月18日（水）午後0時ころ（日本時間同日午後8時頃）、チュニジアの首都チュニス中心部に所在するバルドー国立博物館において武装グループが観光客を人質に立てこもり。
- 同日午後2時ころ（日本時間午後10時ころ）、武装グループのうち2名が治安部隊に射殺され、人質は解放。
- チュニジア政府の発表によれば、犯人らの発砲によって観光客17名を含む19名（観光客のほか、チュニジア人市民1名及びチュニジア警官1名）が死亡し、38名（フランス人、南アフリカ人、ポーランド人、イタリア人等）が負傷。
- チュニジア政府によれば、武装グループのうち数名が逃走中。
- 現時点で犯行声明の発出はなく、犯人組織については不明。

2 邦人の被害

- 現時点で、確認がとれている邦人の死傷者数は、死亡者3名及び負傷者3名。
 - このほか更に数名が被害に遭ったとの情報もあり、現在、事実関係を確認中。
- ※ 死亡者に同行していた2名については無事を確認。

3 警察庁の対応

- 3月19日（木）午前7時、国際テロリズム対策課長を長とする連絡室を設置。
- 現在、TRT-2（国際テロリズム緊急展開班）を速やかに派遣するべく準備中。